

◇国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額改定経緯

年 月	基礎賦課 (課税)額	後期高齢者支援金 等賦課(課税)額	介護納付金賦課 (課税)額
昭和 34.1	5万円		
46.4	8万円		
49.4	12万円		
51.4	15万円		
52.4	17万円		
53.4	19万円		
54.4	22万円		
55.4	24万円		
56.4	26万円		
57.4	27万円		
58.4	28万円		
59.4	35万円		
61.4	37万円		
62.4	39万円		
63.4	40万円		
平成元年 4	42万円		
3.4	44万円		
4.4	46万円		
5.4	50万円		
7.4	52万円		
9.4	53万円		
12.4			7万円
15.4			8万円
18.4			9万円
19.4	56万円		
20.4	47万円	12万円	
21.4			10万円
22.4	50万円	13万円	
23.4	51万円	14万円	12万円
26.4		16万円	14万円
27.4	52万円	17万円	16万円
28.4	54万円	19万円	
30.4	58万円		
31.4	61万円		
令和2年 4	63万円		17万円
4.4	65万円	20万円	
5.4		22万円	
6.4		24万円	

ており、27、28年度と30年度に4万円、令和元年度、2年度と4年度に3万円、5年度に2万円引き上げた。「1・5%」は被用者保険との公平を図る観点から、被用者保険で標準報酬月額額の最高等級に該当する被保険者割合を0・5〜1・5%とするよう法定しているルールのうち、1・

5%の水準を援用している。6年度の賦課限度額の検討に際し、仮に据え置いた場合、厚労省の推計によると基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分合計の限度額超過世帯割合は5年度の1・33%から6年度は1・42%に上昇すると見込まれるもの、1・5%の水準を下回る。た

だし、これはコロナ禍による緊急事態宣言などの影響を受けて所得水準が下がった2年所得を用いた推計で、コロナが感染症法上の5類に分類され、経済もほぼ正常化している足元では最近の物価高や賃上げの傾向も相俟って1・5%という水準は超えているとみられている。このため、中

間所得層の負担緩和という本来の趣旨に沿って限度額引上げが必要と判断された。厚労省の推計のうち、限度額超過世帯割合の内訳をみると、団塊の世代の多くが75歳の医療費が増加し、国保が負担する後期高齢者支援金も増加するという構造の下、後期

// 6年度税制改正大綱 //

国保税限度額2万円引き上げ106万円に

…軽減判定所得の基準額も物価上昇で2年連続の引上げ…

自民、公明両党は12月14日、令和6年度与党税制改正大綱をまとめ、6年度の国保税について課税限度額と軽減判定所得基準額を引き上げる方針が決まった。課税限度額は限度額超過世帯の割合を1・5%に近づけるよう、段階的に引き上げていくルールの下、団塊の世代の後期高齢者入りで増加傾向が続く後期高齢者支援金分を2万円引き上げて24万円とし、65万円の基礎課税分を合わせた医療分を89万円とする。17万円で据え置く介護納付金分を含めた合計の限度額は106万円。物価上昇の影響で応益分国保税の軽減範囲が縮小しないよう、軽減判定所得で世帯人数に乗じる額を5割軽減は29・5万円に、2割軽減は54・5万円に引き上げる。感染症の流行初期医療確保措置に伴う国保税の改正も盛り込まれた。

課税限度額と軽減判定所得について、年度内に地方税法施行令が改正され、来年4月1日から施行される予定で、厚労省は国保料でも同様の見直しを行うため、年明けに国保法施行令を改正する方針。

限度額超過世帯は合計で1・35%に

受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、国保料(税)の負担額には一定の上限(賦課

限度額)が設けられている。実際の上限は国が政令で規定する金額を限度として、国保料(税)の賦課・徴収主体である市町村が条例で定めている。

新型コロナウイルス禍の受診控えなどでいったん落ち込んだ医療費は上昇傾向に転じており、今後も高齢化や医療の高度化等に伴う増嵩が見込まれるが、国保被保険者の所得が十分伸びない状況下で、国保料(税)率の引上げだけ

で必要な収入を賄おうとすれば、高所得層の負担は変わらず中間所得層を中心に負担を求める構造となる。限度額引上げは高所得層にも応分の負担を求めることで、負担感が重い中間所得層の負担上昇をできる限り緩和することを狙いとしている。

厚労省は、国保料(税)限度額の超過世帯割合を1・5%に近づけるよう、段階的に限度額を引き上げる運用上のルールを平成27年度から設け

令和6年度税制改正大綱(主な国保税部分を抜粋)

- 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円(現行：22万円)に引き上げる。
- 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29.5万円(現行：29万円)に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を54.5万円(現行：53.5万円)に引き上げる。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、同法に規定する流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する措置を講ずる。
- 病床転換助成事業の期限の延長に伴い、引き続き病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置を講ずる。

軽減世帯の所得基準額の推移

Table showing the trend of income standards for reduced households from昭和58 to令和6. Columns include 7割軽減基準, 5割軽減基準, 2割軽減基準, 住民税基礎控除額, and 住民税所得割非課税基準. Values are in 10,000 yen.

(参考) 令和6年度) 7割(6割)軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × 世帯人数... (注1) 平成7年度において、2割軽減創設...

高齢者支援金分の限度額超過世帯割合が5年度の1・97%から6年度は2・25%に上昇し、基礎賦課分や介護納付金分とのばらつきが拡大する...

厚労省の試算によると、限度額の引上げ後、医療分が限度額に達する収入は旧ただし書所得・4方式の3年度全国平均保険料率の場合、給与収入・年金収入ともに約1160万円(対前年度比20万円上昇)と見込まれる...

負担増を分かち合うことで、中間所得層に配慮する効果が一定程度現れる。 軽減判定所得基準額 5割と2割で引上げ

軽減の基準額は物価上昇(所得水準の全体的な上昇)の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、法令上のルールではないものの経済動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅は政府が消費者物価などを総合的に勘案して決める。